

## 技能実習法に係る中部地区地域協議会の設置要綱（案）

## 1. 目的

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）に係る中部地区地域協議会（以下「地域協議会」という。）は、中部地区の出入国在留管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の機関と地方公共団体の機関、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）等が、相互の連携を図り、中部地域レベルで情報共有等を図る仕組みを構築することを目的とする。

## 2. 取組事項等

地域協議会においては、次の事項を行う。

- ① 技能実習制度の適正化に向けた、中部地区での課題の共有や当該年度に重点的に取り組むべき事項（以下「取組方針」という。）の協議・決定
- ② 技能実習制度の現状を踏まえた、中部地区での制度運用上の留意点等の把握及び共有
- ③ 技能実習制度の適正化に向けた、技能実習法の主務省庁及び業所管省庁の地方支分部局、県、機構との連携の確保及び強化

## 3. 組織

- (1) 地域協議会は、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県を管轄地域として設置し、都道府県労働局、地方出入国在留管理局、地方農政局、地方経済産業局、地方整備局、地方運輸局、都道府県、都道府県警察本部、機構地方事務所等の実務担当で組織する。
- (2) 地域協議会の構成員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- (3) 地域協議会は、必要があると認めるときは、地域協議会に構成員以外の行政機関の者の出席を求めることができる。
- (4) 地域協議会は、必要があると認めるときは、地域協議会に業界団体等の者の出席を求めることができる。

## 4. 会議の開催等

- (1) 地域協議会は、毎年6月頃に、地区ブロックの中心となる、愛知県で開催する。また、必要に応じて、臨時に地域協議会を開催することができる。

- (2) やむを得ない事由により地域協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上で、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。
- (3) 地域協議会は非公開とするが、地域協議会の開催後に資料及び議事要旨を公開する。なお、公表すべきでないと地域協議会が認めた資料については、非公開とすることができる。

#### 5. 事務局等

- (1) 地域協議会の事務局は、地区ブロックの中心となる、愛知県を管轄する労働局が担当する。
- (2) その他、地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

#### 6. 施行日等

この要綱は、令和 3 年 6 月 22 日から施行する。

別表 中部地区地域協議会構成員

都道府県労働局	地方出入国在留管理局	地方農政局等	地方経済産業局	地方整備局等	地方運輸局等	都道府県及び 都道府県警察本部	外国人技能実習機構 地方事務所
富山労働局労働基準部監督課長 富山労働局職業安定部訓練室長 石川労働局労働基準部監督課長 石川労働局職業安定部訓練室長 福井労働局労働基準部監督課長 福井労働局職業安定部訓練室長 岐阜労働局労働基準部監督課長 岐阜労働局職業安定部訓練室長 静岡労働局労働基準部監督課長 静岡労働局職業安定部訓練室長 愛知労働局労働基準部監督課長 愛知労働局職業安定部訓練室長 愛知労働局雇用環境・均等部指導課長 三重労働局労働基準部監督課長 三重労働局職業安定部訓練室長	名古屋出入国在留管理局 留学・研修審査部門首席審査官	関東農政局 経営・事業支援部経営支援課長  北陸農政局 経営・事業支援部経営支援課長  東海農政局 経営・事業支援部経営支援課長	中部経済産業局 地域経済部地域経済課地域人材政策室長	中部地方整備局 建政部建設産業課長  北陸地方整備局 建政部計画・建設産業課長	中部運輸局 自動車技術安全部整備課長  中部運輸局 海上安全環境部 首席運航労務監理官	富山県警察本部生活環境課長 石川県警察本部生活安全捜査課長 福井県警察本部生活安全企画課長 岐阜県警察本部生活環境課長 静岡県警察本部生活保安課長 愛知県警察本部保安課長 三重県警察本部生活環境課長 富山県商工労働部労働政策課長 石川県商工労働部労働企画課長 福井県産業労働部副部長 岐阜県商工労働部商工政策課長 静岡県経済産業部就業支援局職業能力開発課長 愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課長 愛知県労働局産業人材育成課長 三重県雇用経済部雇用対策課長	名古屋事務所長  富山支所長

変更部分：赤字（構成員の役職名の変更）